

# 第1回 在宅医療・介護連携研修会

日時：令和3年11月26日（金）18：30～

## 1. 開会

あいさつ 鴨川市健康福祉部健康推進課 課長 角田 守

## 2. 講演

### ▼ 新型コロナウイルス感染症における保健所の対応

講師：安房保健所 鴨川地域保健センター 次長 児玉 一世

## 3. その他

### (1) アンケートのお願い

研修会についてアンケートへの協力をお願いします。  
回答はQRコードから11/29までとなります⇒



### (2) 第2回 在宅医療・介護連携研修会（Zoom研修）のご案内

日時 令和3年12月17日（金）18：30～

テーマ 「新型コロナウイルス感染症発生の施設の対応」

講師 介護老人保健施設市川ゆうゆう 伊藤慎介 施設長

申込み 後日、安房介護サービスネットワークにチラシ掲載

鴨川医療介護連携会議主催

令和3年11月26日

# 新型コロナウイルス感染症における 保健所の対応

千葉県安房保健所鴨川地域保健センター  
児玉一世

# 新型コロナウイルス感染症における保健所の対応

1 医療機関からの発生届の受理(患者の探知)



2 患者への連絡・積極的疫学調査の実施



3 患者の療養先の決定(入院または宿泊(ホテル)または自宅)



4 濃厚接触者の特定と濃厚接触者への検査の調整と実施



5 自宅療養者及び濃厚接触者への健康観察

# 新型コロナウイルス感染症における保健所の対応

## 感染拡大防止への対応(クラスター対策)

- 1) 医療機関や福祉施設等において、同一施設で患者が複数名発生した場合、あるいは発生する可能性があると判断した場合、千葉県へ保健所からクラスター対策班を依頼する。
- 2) クラスター対策班と保健所が施設を訪問し、感染拡大の要因を探るとともに施設の感染対策を確認する中で、感染拡大防止に向けた助言指導を行う。

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_  
 従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_  
 上記病院・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_  
 電話番号(※) \_\_\_\_\_

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型 ・患者（確定例）・無症状病原体保有者・疑似症患者（*）・感染症死亡者の死体・感染症死亡疑いの死体（*）疑似症患者について、当該者が入院を要しないと認められる場合は、本発生届の提出は不要。					
2 当該者氏名（フリガナ）	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 ( 月 )		
7 当該者住所				電話 ( ) -	
8 当該者所在地				電話 ( ) -	
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)		電話 ( ) -	

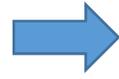
11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐 ・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害 ・酸素飽和度(室内気): % ・その他 ( ) ・症状なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 ( 確定・推定 ) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況: ) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況: ) 3 その他 ( ) ②感染地域 ( 確定・推定 ) 1 日本国内 ( 都道府県 市区町村 ) 2 国外 ( 国 ) 詳細地域 ( ) ※複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可) ③新型コロナウイルスワクチン接種歴 1 回目 有 ( 歳 ) ・無・不明 / ・不明 ワクチンの種類/製造会社 ( ) 接種年月日 ( R 年 月 日・不明 ) 2 回目 有 ( 歳 ) ・無・不明 / ・不明 ワクチンの種類/製造会社 ( ) 接種年月日 ( R 年 月 日・不明 )
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、 鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他 ( ) 検体採取日 ( 月 日 ) 結果 ( 陽性・陰性 ) ・検体から核酸増幅法 (PCR法 LAMP法など) による 病原体遺伝子の検出 検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、 鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他 ( ) 検体採取日 ( 月 日 ) 結果 ( 陽性・陰性 ) ・抗原定性検査による病原体の抗原の検出 検体: 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液 検体採取日 ( 月 日 ) 結果 ( 陽性・陰性 ) ・抗原定量検査による病原体の抗原の検出 検体: 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液 検体採取日 ( 月 日 ) 結果 ( 陽性・陰性 )	
13 初診年月日	令和 年 月 日	
14 診断（検査）(※)年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日 (*)	令和 年 月 日	
17 死亡年月日 (※)	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。  
 (※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。11、  
 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

# 1 医療機関からの発生届の受理

## 新型コロナウイルス感染症発生届様式



## 2 患者への連絡・積極的疫学調査の実施

### 【病状調査】

- 患者へ連絡をとり、発症日及び症状経過、既往歴、現病歴、行動歴を確認する。

### 【接触者調査】

- 感染可能期間に濃厚接触の可能性のある者を特定し、検査の調整をするとともに最終接触日から14日間の行動自粛を依頼する。

# 感染可能期間

- 患者(確定例)

発症 2 日前から入院又は宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間

- 無症状病原体保有者(無症状で感染が確認された者)

検体採取日の 2 日前から入院又は宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間

# 退院基準・解除基準

1 有症状者の場合（人工呼吸器等による治療を行っていない場合）

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せず、呼吸器症状が改善傾向である場合）後72時間経過した場合
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認した場合

2 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日（陽性が確定した日）から10日間経過した場合
- ②検体採取日（陽性が確定した日）から6日間経過後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認した場合

### 3 療養先の決定（入院又はホテル療養又は自宅療養）

- ・発生届「入院の必要性の有無」欄を確認するとともに、既往歴、現在の体調、現在治療中の疾患等を考慮して療養先を決定する。

# ホテルへの現時点での患者受け入れ対象者（千葉県）

令和3年10月13日現在

- 1 PCR検査等で陽性になった無症状者又は軽症者
- 2 医師の判断でホテル療養が適当と判断された者

## 自宅療養を認める人の基準（千葉県）

ホテル療養の選択を示した上で、自宅療養を希望する者には以下の

（１）～（７）の条件をすべて満たす場合に認める。

- （１）無症状又は軽症の者であること
- （２）年齢が６０歳未満の者であること
- （３）自宅に本人が療養できる個室があること
- （４）同居者に６５歳以上の者、妊婦がいないこと
- （５）同居者に重篤な基礎疾患を有する者、免疫抑制状態のある者がいないこと
- （６）同居者に医療・介護従事者がいないこと
- （７）独居の場合、自立生活可能であり、外出しないことを遵守できること

※上記以外でも例外的に自宅療養を認める場合があります。

## 4 濃厚接触者の特定と濃厚接触者への検査の調整と実施

### 濃厚接触者の定義

「患者(確定例)」(「無症状病病原体保有者」を含む以下同じ) の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者(確定例) と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることのできる距離(目安として1 m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

## 5 自宅療養者及び濃厚接触者への対応

### 1) 自宅療養者への対応

#### ①健康状態の把握

- ・対象者全員に血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の貸し出し
- ・健康観察（毎日）し、病状によってオンライン受診や入院の調整

#### ②日常生活支援

- ・無料配食サービスの案内（7日分の食料品をまとめて配達（千葉県事業））  
食料品の内容：常温保存が可能なレトルト食品やご飯パック、缶詰、飲料、フリーズドライの味噌汁・スープ等
- ・民間配食サービスについての情報提供

### 2) 濃厚接触者への対応

- ・健康観察期間中、体調不良になった場合保健所に連絡し、状況に応じて再度検査あるいは受診の調整を行う。